

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和8年1月29日(木) 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時10分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>2番委員 安廣 貴明 4番委員 山本 美香 7番委員 宮崎 秀喜 10番委員 奥田 雅之 14番委員 鈴木 隆大 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>なし</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 宮本 忠佳</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第6号議案 非農地通知の審議について 第7号議案 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <p>1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請の専決処分について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 7. 転用許可の取消について(5条許可)</p>

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることとなっておりますので、進行をよろしく願います。

議長 ただ今から令和8年1月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号14番植田美恵子委員と、議席番号5番大貝美治委員の両名を指名します。よろしく願います。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願います。第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第1号議案と書いてある資料を御覧ください。第1号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。

なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和7年11月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧(令和7年11月分)のとおりで、川内・応神・南井上・国府・勝占地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の減少等を反映した地域計画の変更案が提出されております。

今後のスケジュールですが、1月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、令和8年2月に農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、地域計画変更公告となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされており、地域計画からの除外について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適当と思われま。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

それでは、特にないようでございますので、採決いたします。第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、案に異議なしとして、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については、案に異議なしとして承認することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

す。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地14筆を特定遺贈により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後167aに至り、譲受人は対象地において、水稻とみかんの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後7aに至り、譲受人は対象地において、きゃべつときゅうりの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後90aに至り、譲受人は対象地において、水稻とたまねぎの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後12aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後55aに至り、譲受人は対象地において、かぼちゃとさつまいもの栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農地4筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後556aに至り、譲受人は対象地において、水稻とにんじんの栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後4aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、対象地の面積が4aと小さいことから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

8番は、譲渡人から譲受人へ、農地6筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後729aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーと枝豆の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後77aに至り、譲受人は対象地において、水稻とブロッコリーの栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上9件で、対象地は、田11,893㎡、畑11,376㎡、その他198㎡、合計23,467㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 まず地域計画との関係ですが、今月の4条及び5条の許可申請は、地域計画に支障がないことを確認済みです。

それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を近隣の認定こども園の職員に貸し付ける、露天貸駐車場に転用するものです。

以上、本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第3号議案は、全1件で地目は、田のみ1,238㎡です。転用目的は、駐車場・資材置場となります。また、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模であるため、地区審査を実施しました。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月15日の14時から、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、宮本推進委員と私の3名と転用者側1名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、勝占町中須にあり、第2種農地に区分されるとのことです。所有者が、近隣の認定こども園の職員に貸し付ける、露天貸駐車場に転用しようとするものです。造成については、山土で盛土し、転圧整地をします。排水については、雨水のみであり、敷地内に側溝を新設し、西側水路へ排水することと、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、本案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請について、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、本案件を許可することに決定いた

しました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が自宅の露天駐車場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が自宅の露天駐車場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、障害福祉サービス事業を営んでいる借人が露天駐車場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みです。

第4号議案は全3件で、地目は、田194㎡、畑93㎡、合計287㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場287㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番は、露天資材置場として許可していたもので、変更内容は、造成について、当初は整地だけの計画でしたが、アスファルト舗装に変更するものです。変更理由は、資材を保管するために舗装が必要になったためです。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番と3番は、転用者が同一であるため、併せて説明します。2番と3番は農業用倉庫として許可していたもので、変更内容は、転用目的について、当初は農業用倉庫を建築する計画でしたが、露天駐車場及び露天農業用資材置場に変更するものです。変更理由は、経営状況が急激に悪化し、当初計画の実施が困難になったためです。

4番については、添付書類が整わなかったため保留とします。

以上、1番から3番案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第5号議案は、全4件で、うち保留が1件あり、地目は田2,133㎡、畑2,549㎡、合計4,682㎡となります。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場4,682㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地転用の事業計画変更申請について、1番から3番を承認し、4番を保留することに異議はございませんか。

全委員

異議なし

議長

異議がないということですので、第5号議案は、1番から3番を承認し、4番を保留することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第6号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、今月16日に岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側2名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

2番は、勝占地区で、所有者から通知願があったため、今月15日に佐野委員、野口委員、宮本推進委員の委員3名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。2番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

3番は、八万地区で、所有者から通知願があったため、今月13日に大貝委員、長谷川推進委員の委員2名、事務局2名で現地の状況を確認しております。3番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

4番は、上八万地区で、所有者から通知願があったため、令和7年8月14日に川人会長、奥田推進委員の委員2名、事務局2名、申請者側2名で現地の状況を確認しております。4番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第6号議案は、以上4件で、対象地は畑のみ3,354㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員

の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地通知について、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案は、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第7号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第7号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書8ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われま。なお、16番について、新規就農面談を行いました。

今月は、賃貸借権が9件、使用貸借権が8件の合計17件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から5番が、多家良地区13筆・5件、6番が、勝占地区3筆・1件、7番が、八万地区2筆・1件、8番から10番が、応神地区6筆・3件、11番から14番が、川内地区9筆・4件、15番が、国府地区1筆・1件、16番と17番が、北井上地区3筆・2件となっております。権利設定については以上で、田22筆27,705㎡、畑15筆22,803㎡の合計37筆50,508㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思。います。

それでは、16番案件の新規就農面談に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 今月15日の9時15分から16番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は赤川推進委員と私の委員2名、借受人1名、事務局2名の5名です。

借受人は、大阪で会計士の補助をしていましたが、3年前に大阪から石井町に引越をし、農業大学に通いながら石井町にある農園で働いていましたが、自分で農業を本格的にしたいと思、石井町で青年等就農計画認定の申請を行い、今回、徳島市と石井町で農地を借りて耕作をしたいと、促進計画の申請に至ったものであります。当面は、野菜を中心に多品種の少量生産により安定した農業経営を目指す計画で、3月には、両親も大阪から引越するとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、周辺農地への影響を考慮しながら、今後も耕作面積を増やし、耕作を行ってもらいたいと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加された委員さんからの意見は以上で

すが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案は全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書11と12ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得8件受理しました。

議案書13ページを御覧ください。2番は、農地法第3条第1項の規定による許可申請の専決処分についてです。1件許可しました。本件は、徳島地方裁判所で行われた競売で、買受申出人となったため、農地法第3条許可申請があったもので、令和7年9月総会であらかじめ議決をいただいておりますとおり、徳島市農業委員会会長専決規程第2条第3号により、会長が許可を決定しました。

議案書14ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。3件受理しました。

議案書15ページと16ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。10件受理しました。

議案書17ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。2件受理しました。

議案書18ページを御覧ください。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

議案書19ページを御覧ください。7番は、農地法第5条許可の取消についてです。1件取消しました。

今月の報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和8年1月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は2月27日金曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。